

(1) 全体的な事項

- ・ 環境影響評価準備書の作成にあたっては、道路の構造や工事の計画について可能な限り具体的な記述を行い、調査、予測及び評価の項目や手法が事業特性や地域特性に照らして合理的であることを明確にすること。
- ・ 環境影響評価準備書においては、見やすさ、分かりやすさに配慮しながら、より大縮尺の地図を用いて事業計画等を詳細に表示するとともに、地域環境の状況等と併せて総合的に把握できる図面を添付すること。
- ・ 当該事業の目的に関しては、環境影響評価準備書において当該路線の都市計画道路ネットワーク上の役割や機能及びネットワークの整備計画についての説明を補足すること。
- ・ 道路の構造、工法や環境保全対策の検討にあたっては、可能な限り複数案の比較検討を行うことにより、環境影響の回避・低減についての検証を行うこと。
- ・ 工事に伴う排水が水質、植物、動物及び生態系に与える影響について、環境影響評価の項目として選定すること。
- ・ 道路照明や路面凍結防止剤の使用などによる水質、植物、動物及び生態系への影響が懸念されることから、供用後の道路管理によるこうした影響について、環境影響評価の項目として選定すること。

(2) 大気環境に関する事項

- ・ 窒素酸化物について、トンネル抗口や換気塔周辺における濃度の予測を適切に行うとともに、光化学オキシダントについても、事後調査における濃度測定の実施に関して検討を行うこと。
- ・ 騒音及び振動については、環境基準の達成状況など影響の程度を地域として把握するため、周辺の保全対象施設の建物の各階への影響も考慮しながら、面的な予測及び評価を行うこと。
- ・ 橋梁における自動車走行により発生すると予想される低周波音について、周辺に保全対象施設があることから、環境保全上の観点から留意すること。

(3) 水環境に関する事項

- ・ 当該路線周辺は、金剛沢地区治山の森のモミ・イヌブナ林など自然性の高い森林環境を呈している地域である。地下水の調査及び予測の手法や工法の選定にあたっては、こうした自然環境の基盤となる水環境の保全に留意して行うこと。

(4) 植物、動物、生態系に関する事項

- ・ トンネル抗口や換気塔から排出される窒素酸化物等による周辺の植物への影響が懸念されることから、供用後の植物の変化を把握するための調査の実施について検討を行うこと。

- ・ 当該路線の周辺において夜行性の鳥類の生息が確認されていることから、鳥類調査には適切な夜間調査を加えること。
- ・ 当該路線周辺の沢筋に生息するトウホクサンショウウオの調査回数については、産卵期に幅があることから、これに応じて設定すること。
- ・ 植物、動物及び生態系の調査については、ニホンカモシカの生息地などに関する最新の情報や住民意見による指摘に留意して行うとともに、調査結果に基づき評価項目の設定や予測及び評価の内容についての必要な見直しを行うこと。
- ・ 生態系については、地形・地質、土壌などの基盤環境、その地域で生息、生育する種や群集の生態、及びそれらの相互関係をより詳細に整理するとともに、そこで生じるであろう事業による影響に着目しつつ、幅広い観点から注目される種や群集を選定すること。

(5) 景観に関する事項

- ・ 当該路線周辺の良好な丘陵地景観の保全に配慮するため、トンネル抗口、橋梁、換気塔その他の道路の地上における出現部において、景観への影響が大きいと予想される箇所に留意した調査、予測及び評価を行うこと。

(6) 廃棄物等に関する事項

- ・ 当該事業により発生した残土を含めた廃棄物等に関しては、その排出先を明らかにするとともに、排出先における土壌等への影響についても、必要に応じ検討を行うこと。
また、工法の検討にあたっては、建設汚泥の発生量の低減を図ること。